

検討に当たっての基本的な考え方 【自然環境保全】

令和7年6月24日
兵庫県まちづくり部公園緑地課



令和5年度、「県立都市公園のあり方検討会」において、共創の促進のため、自然環境保全に関する以下の項目について、各県立都市公園で検討することが提言された。

■ 検討事項

- (1) ゾーニング図の作成
- (2) 実際に樹木伐採を行う際（計画策定前段階）の合意形成のルール設定
- (3) 樹木伐採に関する情報発信（工事着手前段階）のルール設定

■ 検討事項に関する甲山森林公園の現状

(1) ゾーニング図の作成

公園全体の樹木が巨木化している中で、利用者の安全面を考慮した伐採等の樹木管理が必要。

【甲山森林公園に関する課題】

①県立都市公園リノベーション計画より

- 公園全体の樹木が巨大化しており、利用者の安全面を考慮した伐採等の樹木管理が必要
- 自然の中で子ども達が学び遊べるエリアの検討

②R4年度管理運営協議会意見より

- 大径木が多くなり、森の老齢化が見て取れる状況
- 常緑樹が増加し、鬱蒼とした景観の形成が進んでいる状態
- 自然と触れ合える利用を進めるにあたり、自然環境保全上の問題の有無や有効な対策が不明

(2) 実際に樹木伐採を行う際（計画策定前段階）の合意形成のルール設定

設定されていない。

(3) 樹木伐採に関する情報発信（工事着手前段階）のルール設定

設定されていない。



■ 森の管理方法（ゾーニング図A）

- ・樹林管理について、タイプごと（自然及び利用目的別）に区分する。
- ・園内の動植物(鳥類・植物等)について、R 5 年度作成の「自然環境等の情報」をもとに個別に配慮した管理を実施する。
- ・将来においてゾーニング変更を行う場合は、管理運営協議会等において合意形成を図る。
- ・航行目標保安林等の区域のため、樹木伐採にあたっては法規制への調整が必要となる。

＜園内の動植物について（R 5 年度作成「自然環境等の情報」より）＞

分類	鳥類	水生生物・哺乳類・昆虫	植物
対象	カワセミ、アオバト等	スッポン、ゲンジボタル、、ヒメタイコウチ、ツマグロキチョウ等	イヌザクラ、タマミズキ等

＜樹林管理タイプによるゾーニング区分（案）＞

タイプ		対象	目的	方法	内容
自然重視	①水辺	甲山自然観察池、なかよし池、みくるま池	水辺のエコトーン、生物多様性を高める	間伐	水域→水際→草地→林縁→樹林のエコトーンによる生物多様性増を目的として実施
	②森林（自然遷移）	他タイプ（①、③、④、⑤）以外の場所	間伐等を実施せず、今後の遷移を見守る	枯損木除去	（将来的には夏緑高木林を目指し、常緑樹の間伐を実施） モデル的に市民参画で実施
利用重視	③施設周辺	シンボルゾーン、展望台、自由広場、駐車場 等	安全・快適さ・眺望	高木伐採、間伐	施設利用及び目的に応じた範囲を選択的に伐採
	④園路	主園路	安全・眺望	高木伐採、間伐	主園路際から約10m範囲の危険高木伐採
		軽登山道			軽登山道は枯木等伐採
	⑤森林（夏緑樹林）	自由広場隣接地、管理事務所南（プレーパーク）、シンボルゾーン北	安全・快適さ	高木伐採、間伐	施設利用及び目的に応じた範囲を選択的に伐採

■ 森の使い方（ゾーニング図 B）

- ・「森の使い方プラン」のこれからの使い方に係るゾーニング図をゾーニング図Bとし（※）、今後検討を実施する。

※国指定史跡である大坂城石垣石丁場跡 東六甲石丁場跡エリアの森林は使わないことを前提とする。

- ・指定管理者は公園管理上留意すべき内容として、公園管理に活かす。
- ・図は、管理運営協議会等において継続して時点更新を行い、利用者を含む関係者で作り上げていく。

（検討事項２）実際に樹木伐採を行う際のルール設定



■実際に樹木伐採を行う際（計画策定前段階）の合意形成のルール設定

・樹木伐採を行う際のルールの必要性を検討

※明石公園等では、「日常の維持管理」「特別な維持管理」「緊急かつ危険な場合」の３つに区分※し、ルールを設定。

※樹木管理の区分例

日常の維持管理	施設等の維持管理のほか、自然環境保全のための樹木伐採 （例：直ちに倒木する恐れはないが枯れている樹木の伐採、混みすぎた樹林の計画的間伐）
特別な維持管理	景観確保やゾーン変更に伴う樹木伐採（例：保全ゾーンに園路を新設する場合）
緊急かつ危険な場合	台風やナラ枯れによる倒木発生時の樹木伐採

※区分例に基づく合意形成のルール設定例

区分	日常の維持管理	特別な維持管理	緊急かつ危険な場合
管理運営協議会等への説明・相談	事前説明※（指定管理者）	事前説明※（県）	事後報告（指定管理者）
HP等を通じた意見聴取実施	○（指定管理者）	○（県）	—
現地説明会等の実施	—	○（県）	—

※事前説明の例：次年度以降の樹木伐採予定について説明・相談

＜甲山森林公園の現状＞

- 指定管理者は支障となる樹木の伐採以外は行わず、容易に伐採することが難しい樹木については随時県と協議を実施。
- 指定管理者及び森林ボランティアKSCによる危険木除去や樹木剪定を実施。



■ 樹木伐採に関する情報発信（工事着手前段階）のルール設定

・樹木伐採に関する情報発信ルールの必要性を検討

※情報発信のルール設定例

区分	日常の維持管理	特別な維持管理	緊急かつ危険な場合
HPによる情報発信	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	○ (工事実施後速やかに)
SNSによる情報発信	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	○ (工事実施後速やかに)
紙媒体による情報発信	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	—
看板の設置	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	—
現地説明会の開催	—	○ (2ヶ月前)	—

＜甲山森林公園の現状＞

○ 樹木伐採に関する情報発信（工事着手前段階）のルールは設定されていない。